

(別添)

入札談合等関与行為による損害等に関する調査結果について

平成22年1月29日

国土交通省

I はじめに

公正取引委員会は、各地方整備局が発注する水門設備工事に関し、平成19年3月8日、国土交通大臣に対し、複数の職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」（以下「官製談合防止法」という。）第2条第5項第2号の規定に違反し、入札談合等関与行為を行っていたとして、同法第3条第2項の規定に基づき、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

併せて、公正取引委員会事務総局審査局長は、当省大臣官房長に対し、当省の職員が退職後に入札参加業者の独占禁止法違反行為を誘発し、助長する行為を行っていたと認められるとして、当省の職員が退職後に同様の行為をすることがないようにするために必要な措置をとること及びこれらの者が勤務していた公益法人に対し、適切な指導を行うことなどを要請した。

国土交通省は、この改善措置要求及び要請を踏まえ、入札談合等関与行為等についての調査結果及び改善措置をとりまとめた「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」（以下「前回報告書」という。）を平成19年6月18日に公正取引委員会に報告するとともに、関係者に対する処分を併せて公表した。

本調査結果は、前回報告書並びに公正取引委員会から提供された供述調書等を踏まえ、官製談合防止法第4条第1項及び第2項に基づく損害の有無並びに賠償責任の有無及び賠償額についてとりまとめたものである。

II 調査結果

1. 国の損害の有無について

公正取引委員会の平成19年3月8日付け国土交通大臣宛て改善措置要求並びに同日付け入札参加業者宛て排除措置命令及び当該排除措置命令に対する入札参加業者の応諾状況等に鑑みれば、国土交通省各地方整備局が平成13年7月1日から平成17年5月31日までに発注した河川用水門設備工事及び平成13年8月1日から平成17年5月31日までに発注したダム用水門設備工事において談合行為が行われた事実が認められる。これら談合への関与行為により、

当該年度の各地方整備局発注工事については、正常な市場による競争が妨げられ、もって国に損害が生じたと考えることが妥当である。

2. 入札談合等関与行為を行った職員等の賠償責任の有無について

（1）改善措置要求で談合への関与が指摘された者

元本省総合政策局建設施工企画課補佐については、前回報告書にあるとおり、意向提示者を一本化してほしいとの世話役事業者の要請を受けて、平成13年度に近畿地方整備局を除く全地方整備局発注の河川用水門設備工事及び既設ダム用水門設備について意向提示者となり、直接、受注予定者に関する意向の提示を行うとともに、平成15年度以降は、世話役事業者等の出入りが目立ちかねないことから、元東北地方建設局道路部機械課長を通じてその意向を提示した。これらの行為は、官製談合防止法第2条第5項第2号の規定（特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること）に違反して、発注者自らが受注予定者の意向を提示し、事業者による談合行為を容易ならしめるものであり、本件談合システムを主導し、国に多大な損害を与えた責任は免れず、損害賠償責任が存すると考えることが妥当である。

また、元近畿地方整備局道路部機械施工管理官は、平成13年度から意向提示者が元本省補佐に一本化される中で、自ら近畿地方整備局発注の河川用水門工事の意向提示者となり、元本省補佐との間でも合意していた。これは、元本省補佐と同様、官製談合防止法第2条第5項第2号に違反して、発注者自らが受注予定者の意向を提示し、事業者による談合行為を容易ならしめる行為であり、本件談合システムを主導し、国に多大な損害を与えた責任は免れず、損害賠償責任が存すると考えることが妥当である。

（2）要請で談合への関与が指摘された者

前回報告書にあるとおり、元国土地理院長及び元技監が事業者の依頼を受け、新設ダム用水門に係る割付表を承認した行為は、業界による入札談合を容易にするものであり、元幹部職員から「お墨付き」を得たいと考える業界側の思惑にも応えるものであった。現職時代のその職責の大きさにかんがみれば、このような行為を止める立場にある者が談合行為に関与していた責任は極めて大きいと言わざるを得ず、損害賠償責任が存すると考えることが妥当である。

元東北地方建設局道路部機械課長は、元々東北地方整備局発注の河川用水門

工事について元本省補佐の意向を世話役事業者に伝達する役目を担っていたが、平成 15 年度以降は、世話役事業者等の出入りが目立ちかねない状況にあった元本省補佐の依頼を受けて、近畿地方整備局を除く全地方整備局発注の河川用及びダム用水門設備工事について、元本省補佐の意向を伝達する役目を引き受けた。この結果、多数の発注案件で談合行為に関与し、事業者による談合行為を容易ならしめたほか、予め入札参加者の把握に努めるなど、談合に関与する過程で自ら意向提示に積極的に協力した側面も否定できず、談合行為を帮助し、国に多大な損害を与えた責任は免れず、損害賠償責任が存すると考えることが妥当である。

3. 賠償請求を行う額について

公正取引委員会から提供を受けた供述調書等により、2. に記載の職員等が入札談合等関与行為等を行ったと認められる水門設備工事の当該入札談合行為等による損害額は、当該水門設備工事の落札額と、談合がなかった場合の市場が正常に機能している状況で想定される落札額（想定落札額）との差であると考えられる。この想定落札額は、談合終了後、市場が正常に機能していない期間として、談合に関与した業者が指名停止を受けている期間（平成 19 年 3 月～平成 20 年 9 月）を除外した期間における同種工事の平均落札率を基に算出することが可能である。

こうして算出された損害額については、第一義的には、現に不法な利益を得た受注業者からの回収を図るべきと考えられる。しかし、談合は受注業者のほか、入札参加者、世話役事業者、職員等による共同不法行為と考えられ、これらの賠償責任者間の責任割合を算定することは困難であり、また、これらの者の責任は不真正連帯債務と考えられる。従って、職員等に対しては、それぞれが関与した水門設備工事についての、損害の全額を他の共同不法行為者とともに請求することが相当である。